

湯島総合センター建替え基本及び実施設計委託プロポーザル募集要項

第1. 事業概要

1. 事業の背景

湯島総合センターは、ユニバーサルデザインや設備等の新たな基準や技術への適応、持続可能な運営に資する施設整備など、今後の長期的な利活用の観点から、「建替え」による抜本的な整備が必要となっています。

湯島総合センターの建替え(以下「本事業」という。)にあたっては、現行の機能を基本としつつ、地域における防災性・公共性に配慮したスペースや、地域の賑わいが創出されるスペースを検討するとともに、多世代が利用する施設となることが想定されるため、世代間交流やコミュニティ形成を促進するような施設の整備を進めていく必要があります。

そのため、文京区(以下「区」という。)では、令和7年3月に、施設整備の基本理念等を示した「湯島総合センターの整備方針」(以下「整備方針」という。)を策定しました。

- 参考資料1 湯島総合センターの整備方針
- 参考資料2 湯島総合センターの屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能
- 参考資料3 既存施設等の基本情報

2. 本事業の進め方

建替え後の湯島総合センター(以下「新施設」という。)は、異なる機能を有した施設を複合的に整備するため、施設が一体となり、有機的に運営される工夫を行うとともに、誰もが利用しやすい施設とすることを目指して整備を行います。

本事業においては、整備方針の理念を実現するため、供用開始後の管理・運営に関する基本的な方針として「管理・運営計画」を策定し、基本・実施設計に反映することとします。

そのため、管理・運営計画の策定を支援する事業者(以下「計画策定支援事業者」という。)及び、基本・実施設計を担う事業者(以下「設計者」という。)をそれぞれ公募します。

本書は、湯島総合センター建替え基本及び実施設計委託(以下「設計業務」という。)を担う設計者の募集に関する事項を規定したものです。

設計業務の実施にあたっては、設計者は区と業務委託契約を締結するほか、設計業務の実施期間における計画策定支援事業者との連携及び協力のあり方に関して、区、計画策定支援事業者、設計者の三者間で「管理・運営計画策定支援業務及び設計業務に係る三者協定」(以下「三者協定」という。)を締結するものとします。

なお、既存施設の解体工事を担う事業者と新施設の建設工事を担う事業者は別途選定することを予定しています。

- 参考資料4 湯島総合センターの建替えに係る事業手法について

<本事業全体のスケジュール(予定)>

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
湯島総合センター管理・運営 計画策定支援事業者	公募 選定	管理・運営計 画策定支援			管理・運営計画 モニタリング			開業 準備	供用 開始
湯島総合センター建替え基 本及び実施設計委託事業者	公募 選定	解体・基本・実施設計			工事監理				供用 開始
その他	—	—	解体 工事		建設工事				供用 開始

3. 新施設の概要

(1) 対象地

湯島総合センター（文京区本郷三丁目10番18号）

(2) 新施設の概要

No.	導入機能			フロア配置の方針
	機能名	主な方向性		
1	アカデミー湯島	他施設からの複合化	移転を機に、貸室の規模や用途を拡充	—
2	福祉センター湯島	既 存 機 能 の 拡 充	入浴設備を維持しつつ、 高齢者の健康の増進及 び教養の向上に資する 施設として拡充	低層階
3	シルバー人材センタ ー湯島(分室)	既 存 機 能 の 拡 充	現行機能を維持しつつ、 作業道具置き場のスペ ースを確保	地下若しくは1階を 基本とする
4	障害者ショートステイ	新 規 機 能 の 整 備	需要に対応した障害者 支援施設の整備	低層階
5	湯島高齢者在宅サ ービスセンター	他施設からの複合化	設備の改善や利用実績 等を踏まえた機能向上	低層階
6	こどもショートステイ・ トワイライトステイ	新 規 機 能 の 整 備	需要に対応した子育て 支援施設の整備	低層階
7	湯島児童館・育成室	既 存 機 能 の 拡 充	児童館ホールを含む各 諸室の拡充	—
8	屋内遊び場・憩いの 広場	新 規 機 能 の 整 備	天候に左右されずこども たちが遊ぶことができる 屋内遊び場や、地域コミ ュニティの形成を促進す る憩いの広場を整備	—
9	湯島図書館	既 存 機 能 の 拡 充	蔵書の充実や、様々な 目的に利用可能な座席 の充実	—

No.	導入機能			フロア配置の方針
	機能名	主な方向性		
10	オープンスペース(イベント広場)	新規機能の整備	多目的な使い方ができ、地域の賑わいを創出するスペースを整備	1階を基本とする
11	飲食施設(カフェスペース)	新規機能の整備	カフェスペースや図書館機能の一部をエントランスフロアに配置し、気軽に立ち寄ることができる、施設利用者や住民の憩い・交流の場を整備	1階を基本とする
12	図書館機能(一部)	既存機能の拡充		1階を基本とする

(3) 新施設の運営方針（募集要項公表時点の想定）

No.	導入機能	運営方針
1	アカデミー湯島	別途指定管理者を選定予定
2	福祉センター湯島	別途指定管理者を選定予定
3	シルバー人材センター湯島(分室)	別途民間事業者等による運営を予定
4	障害者ショートステイ	別途民間事業者等による運営を予定
5	湯島高齢者在宅サービスセンター	別途民間事業者等による運営を予定
6	こどもショートステイ・トワイライトステイ	別途民間事業者等による運営を予定
7	湯島児童館・育成室	直営(一部委託等による運営)を予定
8	★屋内遊び場・憩いの広場	指定管理者(計画策定支援事業者を予定)
9	湯島図書館	別途指定管理者を選定予定
10	★オープンスペース(イベント広場)	指定管理者(計画策定支援事業者を予定)
11	★共用エリア(飲食施設、エントランスホール、駐輪場、駐車場)	指定管理者(計画策定支援事業者を予定)

★:湯島総合センター管理・運営計画策定支援業務に係る対象施設(以下「業務対象施設」という。)

4. 業務内容

(1) 業務内容

設計者が行う各業務の概要は、次のとおりです。

1) 湯島総合センター基本及び実施設計業務

- 設計業務の具体的な業務内容は、「別添資料 1 湯島総合センター基本及び実施設計委託仕様書(案)」に示すとおりです。

2) 全体調整会議

- 本事業では、管理・運営計画の策定及び設計に当たり、区と計画策定支援事業者及び設計者の三者で組織する会議体を組成し、密に協議、連絡、調整を行うものとします。開

催頻度は、月 2 回程度を想定し、会議体のとりまとめは計画策定支援事業者が行うものとします。

(2) 業務期間

令和9年4月1日から令和 12 年3月 15 日まで

(3) 提案限度額

628,991,000 円(税込み)

※ 提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とします。

※ 提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

第 2. 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 応募者について

- (1) 応募事業者は、法人格を有する単独の事業者（以下「応募法人」という。）又は設計共同体（以下まとめて「応募者」という。）とします。設計共同体の場合は、代表事業者を定めてください。
- (2) 応募法人又は設計共同体の構成員は、ほかの応募者の構成員となることはできません。
- (3) 区から本事業のコンサルティング業務等を委託している事業者及びその関連会社や協力会社は、本事業に参加することはできません。
- (4) 本公募型プロポーザルの応募者は、並行して実施する、「湯島総合センター管理・運営計画策定支援事業者募集」の応募者となることを可能とします。
- (5) 資本関係・人的関係のある法人等（グループ企業等）は、別々の応募者となることはできません。

2. 応募者の参加資格

応募者は、次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とします。

なお、設計共同体の場合は、少なくとも代表企業が(1)から(6)のすべての要件を満たし、その他の者は、(1)から(5)の要件を満たすこととします。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (6) 延べ面積 5,000 m²以上の公共的な機能を有する複合施設の基本設計または実施設計業務実績（単独企業で行ったもの又は設計共同体の代表企業として行ったものに限る。）を有すること。

3. 応募手続等について

【募集スケジュール】

1.	募集要項の公表	令和8年8月3日（月）
2.	プロポーザル参加希望書の提出	令和8年8月3日（月）から8月25日（火）17時まで
3.	説明会・現地見学会申込受付	令和8年8月3日（月）から8月14日（金）17時まで
4.	プロポーザル及び参加申込書に関する質問の受付	令和8年8月3日（月）から8月25日（火）17時まで
5.	質問に対する回答（中間締切日） （令和8年8月12日（水）17時までの受付分）	令和8年8月21日（金）
6.	説明会・現地見学会	令和8年8月22日（土）
7.	質問に対する回答 （令和8年8月12日（水）17時から令和8年8月25日（火）17時までの受付分）	令和8年9月1日（火）
8.	参加申込書（第一次審査書類）の受付	令和8年9月4日（金）から9月8日（火）17時まで
9.	第一次審査	令和8年10月上旬
10.	第一次審査結果の通知	令和8年10月中旬
11.	企画提案書、価格提案書に関する質問受付	令和8年10月14日（水）から10月29日（木）17時まで
12.	質問に対する回答（中間締切日） （令和8年10月20日（火）17時までの受付分）	令和8年10月26日（月）
13.	質問に対する回答 （令和8年10月20日（火）17時から令和8年10月29日（木）17時までの受付分）	令和8年11月6日（金）
14.	企画提案書・価格提案書の受付	令和8年11月18日（水）から11月20日（金）17時まで
15.	第二次審査（企画提案書及びプレゼンテーション・質疑応答）	令和8年12月中旬
16.	最終結果の通知	令和9年1月中旬
17.	三者協定の締結	令和9年2月下旬（予定）
18.	業務委託契約の締結	令和9年4月1日（予定）

（1）プロポーザル参加希望書の提出

本プロポーザルに参加を希望する応募者は、様式第1号「プロポーザル参加希望書」に必要事項を記入の上、連絡用メールアドレス宛てに電子メールで提出してください。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け

付けません。

1) 受付期間

令和8年8月3日(月)から8月 25 日(火)17 時まで

2) 提出方法等

電子メールの件名は「【湯島設計】プロポーザル参加希望書(事業者名)」とし、(事業者名)の部分は自社名に変更してください。

また、電子メール送信時に開封確認設定を行ってください。

3) 提出先

文京区企画政策部企画課メールアドレス:<b050500●city.bunkyo.lg.jp >

※上記のメールアドレスを使用する際は、●を@に置き換えてください。

4) その他

参加希望書を提出した応募者に対して、オンラインストレージにて以下のデータを開示するものとします。

区が提供する資料は、応募に係る検討及び業務の実施以外の目的で使用することを禁止します。また、この目的の範囲内であっても、区の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

【既存・類似施設に係る関係資料】

- ・湯島総合センター 配置図及び平面図
- ・アカデミー湯島 平面図
- ・湯島高齢者在宅サービスセンター 平面図
- ・文京総合福祉センター3階 障害者短期入所 平面図
- ・文京総合福祉センター3階 こどもショートステイ・トワイライトステイ 平面図

(2) 説明会及び現地見学会

本プロポーザルの実施にあたり、応募者向けの説明会及び現地見学会を実施します。
参加を希望する応募者は、下記に従い参加申込を行ってください。

なお、説明会及び現地見学会への参加は任意です。

1) 開催日時等

日時:令和8年8月 22 日(土)13 時半～15 時半(予定)

場所:福祉センター湯島洋室

〒113-0033 東京都文京区本郷 3 丁目 10 番 18 号 湯島総合センター3 階

※参加人数は、1事業者2名までとします。

※本説明会では、募集要項等は配付しませんので、ご持参ください。

※館内履きをご持参ください。

※説明会において、質疑応答は行いません。

※説明会の後、現地見学会を行います。

2) 参加申込期限

日時:令和8年8月 14 日(金)17 時まで

3) 申込方法

様式第2号「説明会等申込書」に必要事項を記入の上、連絡用メールアドレス宛てに電子メールでお申し込みください。

なお、電子メールの件名は「【湯島設計】説明会申込(事業者名)」とし、(事業者名)の部分は自社名に変更してください。また、電子メール送信時に開封確認設定を行ってください。

4) 提出先

文京区企画政策部企画課メールアドレス:<b050500●city.bunkyo.lg.jp >

※上記のメールアドレスを使用する際は、●を@に置き換えてください。

(3) プロポーザル及び参加申込書に関する質問の受付

本募集に関する質問がある場合は、様式第3号-1「質問書(プロポーザル及び参加申込に関する質問分)」に簡潔に質問を記入の上、連絡用メールアドレス宛て、電子メールにより提出してください。

1) 受付期間

令和8年8月3日(月)から8月25日(火)17時まで

2) 提出方法等

電子メールの件名は「【湯島設計】質問書(事業者名)」とし、(事業者名)の部分は自社名に変更してください。

また、電子メール送信時に開封確認設定を行ってください。

3) 提出先

文京区企画政策部企画課メールアドレス:<b050500●city.bunkyo.lg.jp >

※上記のメールアドレスを使用する際は、●を@に置き換えてください。

4) 質問に対する回答

令和8年8月12日(水)17時までに受け付けた質問は、可能な限り、令和8年8月21日(金)に区ホームページにおいて回答を公表します。

また、令和8年8月12日(水)17時から令和8年8月25日(火)17時までに受け付けた質問については、令和8年9月1日(火)までに、区ホームページにおいて回答を公表します。

(4) 参加申込書(第一次審査書類)の受付

次の書類を本要項及び参加申込書作成要領に基づき作成し、提出してください。

提出に当たっては、あらかじめ、9. 問い合わせ先に記載の担当者に電話連絡の上、来訪日時を予約した上で、提出書類を提出先へ持参してください。郵送その他の方法により提出された書類は、無効とします。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。

1) 受付期間

令和8年9月4日(金)から9月8日(火)17時まで

受付期間を過ぎてなされた申込みは、理由のいかんを問わず、無効とします。

2) 受付時間

9時から17時まで(12時から13時までは除く。)

3) 提出先

企画政策部企画課(文京シビックセンター15階)
文京区春日一丁目16番21号

4) 提出書類(参加申込時)

1.	参加申込書	様式第4号
2.	設計共同体協定書(設計共同体の場合)	様式第5号
3.	委任状(設計共同体の場合)	様式第6号
4.	設計事務所の人員体制	様式第7号-1
	設計事務所の設計業務実績	様式第7号-2
	総括責任者及び主任技術者の業務実績	様式第7号-3
	設計姿勢表明	様式第7号-4
	設計事務所の一級建築士事務所登録証明書の写し	—
	総括責任者及び意匠主任技術者の一級建築士免許証もしくは免許証明書の写し	—
	設計業務実績を証明する書類	—
—	返信用封筒	—

5) 提出体裁

- 提出部数は、正本1部、副本3部、選定用ファイル14部とする。
- 正本は、参加申込書(No.1)にNo.2～4までの書類一式を添えたものとする。正本には任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル及び事業者名を記入すること。
- 副本は、正本の写しとすること。
- 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。添付する書類は、正本から参加申込書、様式5号、様式6号、様式7号-1及び様式7号-2の添付書類を除いたものとする。
なお、添付する書類は、事業者名が分からないようにすること。やむを得ず記載する場合は、当該部分を黒で塗抹すること。
- 副本以外は、フラットファイル等につづり、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。
- あわせて、提出書類の電子データを電子メールまたは、CD-R、DVD-R等の記憶媒体で提出すること。
- 提出に当たっては、審査結果通知用の封筒1部(長形3号、宛先を記入、110円切手を貼付したもの)を併せて提出すること。

(5) 第一次審査結果の通知

第一次審査結果は、令和8年 10 月中旬に、参加申込書類を提出した全ての応募者に郵送により通知します。第二次審査対象事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知します。

(6) 企画提案書及び価格提案書に関する質問の受付

企画提案書及び価格提案書に関する質問がある場合は、様式第3号-2「質問書(企画提案書及び価格提案書に関する質問分)」に簡潔に質問を記入の上、連絡用メールアドレス宛て、電子メールにより提出してください。

1) 受付期間

令和8年 10 月 14 日(水)から 10 月 29 日(木)17 時まで

2) 受付方法等

電子メールの件名は「【湯島設計】企画提案・価格提案質問書(事業者名)」とし、(事業者名)の部分は自社名に変更してください。

また、電子メール送信時に開封確認設定を行ってください。

3) 提出先

文京区企画政策部企画課メールアドレス:<b050500●city.bunkyo.lg.jp >

※上記のメールアドレスを使用する際は、●を@に置き換えてください。

4) 質問に対する回答

令和8年 10 月 20 日(火)17 時までに受け付けた質問は、可能な限り、令和8年 10 月 26 日(月)に第一次審査を通過した応募者に対し、電子メールにて回答します。

また、令和8年 10 月 20 日(火)17 時から令和8年 10 月 29 日(木)17 時までに受け付けた質問については、令和8年 11 月 6 日(金)までに、第一次審査を通過した応募者に対し、電子メールにて回答します。

(7) 企画提案書及び価格提案書の受付

次の書類を本要項及び企画提案書作成要領に基づき作成し、提出してください。

提出に当たっては、あらかじめ、9. 問い合わせ先に記載の担当者に電話連絡の上、来訪日時を予約した上で、提出書類を提出先へ持参してください。郵送その他の方法により提出された書類は、無効とします。

1) 受付期間

令和8年 11 月 18 日(水)から令和8年 11 月 20 日(金)17 時まで

2) 受付時間

9時から 17 時まで(12 時から 13 時までは除く。)

3) 提出先

企画政策部企画課(文京シビックセンター15階)

文京区春日一丁目 16 番 21 号

4) 提出書類（提案提出時）

5.	企画提案審査申込書	様式第8号
6.	企画提案書	任意様式
7.	価格提案書	様式第9号
	内訳書	任意様式
—	返信用封筒	—

5) 提出体裁

- 提出部数は、正本1部、副本3部、選定用ファイル14部とする。
- 正本は、企画提案審査申込書(No.5、原本)に、No.6～7までの書類一式(原本)を添えたものとする。正本には任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル及び事業者名を記入すること。
- 副本は、正本の写しとすること。
- 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。添付する書類は、正本から企画提案審査申込書を除いたものとする。なお、添付する書類は、事業者名が分からないようにすること。やむを得ず記載する場合は、当該部分を黒で塗抹すること。
- 副本以外は、フラットファイル等につづり、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。
- あわせて、提出書類の電子データを電子メールまたは、CD-R、DVD-R等の記憶媒体で提出すること。
- 提出に当たっては、審査結果通知用の封筒1部(長形3号、宛先を記入し、110円切手を貼付したもの)を併せて提出すること。

(8) 最終結果の通知

第二次審査を行った全ての応募者に対して、郵送により通知します。

4. 選定方法

選定は、プロポーザル方式とし、選定委員会によって次のとおり審査します。

(1) 第一次審査

第一次審査は、応募者から提出された「参加申込書」及び「様式第7号-1～4」(以下「参加申込書類」という。)に基づき審査を行い、第二次審査対象者(上位5事業者程度)を選定します。

- ア 設計事務所の人員体制(様式第7号-1)
 - ・技術者数、有資格者数等から判断される組織力
- イ 設計事務所の実績(様式第7号-2)
 - ・公共複合施設の設計業務実績
- ウ 設計担当チームの技術力(様式第7号-3)
 - ・業務の経験及び担当した業務の実績
- エ 設計姿勢及び事業背景等の理解度(様式第7号-4)

(2) 第二次審査及び価格審査

第一次審査で選定した第二次審査対象者に対して、「企画提案書」、「プレゼンテーション・質疑応答」及び「価格提案書」により、契約交渉順位第一位の委託候補者及び契約交渉順位第二位の委託候補者を選定します。

- ア 新たに企画提案書の提出を求め、提案内容に関する審査及びプレゼンテーション・質疑応答を実施します。
- イ プレゼンテーションは、企画提案書等に基づき1事業者当たり15分程度で行っていただきます。その後、選定委員から30分程度の質疑応答を行います。
- ウ プレゼンテーションは、本件の中心的な役割を担う者が行うこととします。また、プレゼンテーションに際しては、区が用意するプロジェクター及びスクリーンを利用することは可能ですが、パソコンその他の周辺機器については、事業者で用意してください。
- エ 本件業務の委託料について価格提案を求め、予定価格との差を評価します。提案価格が予定価格を超える場合は無効とします。

(3) 委託候補者の選定

第一次審査、第二次審査及び価格評価の総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位の委託候補者とし、評価点の二番目に高い事業者を契約交渉順位第2位の委託候補者とします。

なお、第一次審査、第二次審査の合計評価点が一定基準に満たない事業者は、順位にかかわらず委託候補事業者として選定しないこととします。

5. 結果通知及び公表

第一次審査の審査結果は、令和8年10月中旬に、参加申込書類を提出した全ての応募者に郵送により通知します。

最終結果は、第二次審査を行った全ての応募者に郵送により通知します。

審査の透明性を図るため、次の項目を区ホームページで公表します。なお、審査結果に係る問合せには応じません。

【公表する項目】

- 件名
- 業務概要
- 選定した日
- 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地
- 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額
- 選定結果(契約交渉順位第1位以外の応募者名は、番号等に置き換えます。)

6. 契約等

(1) 契約等の締結

契約に当たっては委託候補者決定後、契約交渉順位第1位の委託候補者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定します。契約交渉順位第1位の委託候補者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の委託候補者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補者を繰り上げ、協議を行うこととします。

(2) 三者協定の締結

区は、設計業務の委託候補者と、別途選定する管理・運営計画策定業務の委託候補者と協議を行い、本事業における区、計画策定支援事業者、設計者の役割等について定めた三者協定を締結します。

7. 無効失格

(1) 参加申込書等の無効

- ア 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とします。
- イ 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- ウ 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とします。
- エ 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とします。
- オ 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とします。
- カ ア、エ及びオの場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがあります。

(2) 受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等(協力を受ける他の設計事務所等を含む。)と資本、人事等において関連があると認められる製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

8. その他

(1) 費用の負担

応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の変更の禁止

原則として、一度提出された書類の変更は認めません。

(3) 提出書類の著作権

参加申込書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、区が委託候補者の決定の公表等において必要があると認めた場合は、委託候補者と協議の上、企画提案書の内容を無償で使用できるものとします。また、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

(4) 応募書類の取扱い

応募者から提出された書類は返却しません。

なお、提出された書類は、選定以外には使用しません。

(5) 使用言語等

提出する書類、質問等の言語は、日本語とします。また、単位は、メートル法を使用してください。通貨は、日本円とします。

(6) 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例(平成 12 年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開します。

なお、同条第3号に規定する情報(以下「法人情報」という。)は非公開情報に該当するため、全応募者について提出された企画提案書に係る法人情報の特定について協力を依頼することがあります。また、公開の可否は、区が判断します。

(7) 辞退

参加申込書等を提出した後に辞退する場合には、辞退届(様式第 10 号)に辞退理由を明記の上、令和8年9月 30 日(水)17 時まで提出してください。

(8) 疑義

本募集要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定します。

9. 問い合わせ先

担当:文京区企画政策部企画課 担当:大島、大澤(信)

住所:〒112-8555 東京都文京区春日1丁目16-21文京シビックセンター15 階

電話:03-5803-1141

メール:<b050500●city.bunkyo.lg.jp >

上記のメールアドレスを使用する際は、●を@に置き換えてください。